No.19　ともに支え合う地域づくり<生活困窮者支援・ひとり親家庭支援・障がい者福祉>(福祉事務所)

令和5年度までにめざす姿

①生活困窮世帯が健康で文化的な生活が営めるように支援を行います。
②ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。
③障がいのある人もない人も安心して暮らせる「ともに歩む福祉のまちづくり」をめざします。

令和元年度にめざした成果

①相談体制及び関係機関等との連携体制の確保に努めます。
②各種手当を違算・遅滞なく確実に支給します。
③町内事業所の一般相談の充実を図ります。

令和元年度にめざした活動

①役場各課、関係機関と連携し、早期発見・早期対応の体制づくりをします。
②関係課等と連携し、対象者を把握します。
③必要な方に新たな相談先の周知を行い、これまで町外事業所へ相談していた方のケース移管を行います。

令和元年度の成果

①生活困窮者自立支援ネットワーク会議(年1回)、支援調整会議(毎月1回)を開催し、情報共有や支援対象者の状況把握が行えました。
②毎年、住民基本台帳の異動等で把握した新規対象者の申請はほぼ達成できており、制度周知はできました。
また、各種手当についても確実に支給しました。
②平成31年4月に一般相談事業所が開所しました。

令和元年度の問題

①生活困窮の状態にある対象者本人が問題を自覚していない、又は改善する意思が乏しいケースがあり、実際の支援に繋がらない(本人同意が得られない)ケースがあります。
②子育て時期の負担が多い中、就労収入を増やすことが困難であると考えられます。
③町内に対する周知が不足しています。

令和2年度以降の方策

(1)　達成できた事項をさらに伸ばす方策

①生活困窮者自立支援ネットワーク会議を中心とした支援体制の拡充をします。
②関係課等と連携し、対象者の把握をします。
③新たな相談先の周知を行い、これまで町外事業所へ相談していた方のケース移管を行います。

(2)　解決すべき問題への方策

①対象者に寄り添い、制度利用につながるよう努めます。
②職業訓練や就労支援の諸施策について一層の普及啓発を図ります。
③町内の既存の関係機関等と協議する場を設けます。

(3)　新たに取組む方策

①相談者に対して、自立支援制度をよく理解してもらえるように、丁寧な説明を行います。
②深刻な状況に陥る世帯が無いよう、身近な相談体制の構築を行います。
③町民に対して、分かりやすい広報を行います。